

兵庫県公報

平成28年10月21日 金曜日 第 2843 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

ページ

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（生活支援課）…………… 1
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止の届出（同）…………… 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の辞退の届出（同）…………… 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）…………… 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更、廃止及び辞退の届出（同）…………… 4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の指定（同）…………… 4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の廃止の届出（同）…………… 5
- 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）…………… 5
- 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）…………… 5
- 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）…………… 6
- 道路の位置指定（建築指導課）…………… 6

公 告

- 軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証の無効公告（税務課）…………… 6
- 入札公告（管財課）…………… 7
- 大規模小売店舗に対する県の意見の概要（都市計画課）…………… 9
- 入札公告（西播磨県民局）…………… 10

公安委員会告示

- 警備員指導教育責任者講習の実施…………… 13

告 示

兵庫県告示第895号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

平成28年10月21日

兵庫県知事 井戸敏三

指定医療機関

名 称	所在地	指定年月日
中西薬局駅前店	明石市魚住町錦が丘4—5—1 駅前NSビル1F	平成28年8月1日
医療法人社団せいゆう会せいゆうクリニック	同 市鷹匠町5—18	同 年9月1日
かんの薬局相生店	同 市相生町2—4—5	同

アイ薬局大久保店	同 市大久保町ゆりのき通2-2-1 AKASAKA HILLS 1F	同
訪問看護ステーションIYASAKA	伊丹市梅ノ木2-3-28	平成28年7月1日
赤壁薬局	同 市車塚3-26-2	同 年8月1日
ごとう内科クリニック	同 市南野北1-3-44 南野ローズヴィラ	同 年9月1日
たけのご薬局	同 市南野北1-3-1	同
いたみアリオ薬局	同 市伊丹2-5 アリオ2 1階	同
ゴダイ薬局江本店	豊岡市江本496-1	平成28年8月1日
小田整形外科医院	加古川市加古川町河原374-2	平成27年8月1日
やぎ整形外科クリニック	同 市加古川町寺家町47-1 ファーミンインテリジエントビル1F	平成28年4月1日
ひまり歯科	同 市野口町水足231-1	同 年7月1日
あけぼの薬局加古川駅前店	同 市加古川町篠原町300 リトハ加古川B棟 1階	同 年9月1日
ウエルシア薬局たつの御津店	たつの市御津町苅屋438-2	同
薬局らくらくファーマシー	宝塚市仁川北2-6-10 サンローゼ仁川	平成28年8月1日
山手台医院	同 市山手台西4-1-2	同 月24日
柳沢形成外科	同 市南口1-8-26 宝塚メディカルスクウェア	平成28年9月1日
さかい皮フ科クリニック	三木市別所町小林725-4	同
すぎはら歯科医院	高砂市神爪4-14-15	平成28年7月1日
頭司歯科口腔外科クリニック	川西市萩原山西1-53	同 年9月30日
かみはらペインクリニック	三田市貴志141-1	同 月1日
あきら整形外科クリニック	丹波市青垣町佐治字ナカイチバ72	平成28年4月1日
エルパセオ調剤薬局太子店	揖保郡太子町矢田部335-8	同 年9月1日
ウエルシア薬局揖保太子南店	同 郡同 町蓮常寺字豆田281	同



兵庫県告示第896号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

平成28年10月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

廃止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地
中西薬局駅前店	明石市魚住町錦が丘4-5-1 駅前NSビル1F
わだクリニック	同 市二見町西二見駅前4-18

ウィズ調剤薬局	同 上
赤壁薬局車塚店	伊丹市車塚3—26—2
ゴダイ薬局江本店	豊岡市今森476—1
小田整形外科医院	加古川市加古川町河原374—2
やぎ整形外科クリニック	同 市加古川町寺家町47—1 ファーミンインテリジェントビル1F
ひまり歯科	同 市野口町水足231—1
エルパセオ調剤薬局龍野店	たつの市揖保町西構字樋179—1
薬局らくらくファーマシー	宝塚市仁川北2—6—10 サンローゼ仁川
すぎはら歯科医院	高砂市神爪5—10—10
あきら整形外科クリニック	丹波市青垣町佐治72
マリーネイカリ薬局太子店	揖保郡太子町矢田部24—3



兵庫県告示第897号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から辞退の届出があった。

平成28年10月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

辞退の届出があった指定医療機関

名 称	所在地
神田歯科医院	宝塚市中山寺1—13—20 シオン中山1F



兵庫県告示第898号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

平成28年10月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	指定年月日
フロンティア薬局茶園場町店	明石市茶園場町1—13	株式会社フロンティア	大阪市淀川区宮原3—5—36	平成28年9月1日
ヘルパーステーション 鈴音	赤穂市加里屋290—10	社会福祉法人青空福祉会	大阪市西淀川区中島1—14—5	同 年8月17日

兵庫県告示第899号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更、廃止及び辞退の届出があった。

平成28年10月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容
マストケアセンター 芦屋	芦屋市業平町3-5-401	株式会社マスト	芦屋市業平町3-5-401	開設者名称・所在地

2 廃止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地
医療法人社団仁恵会訪問看護ステーションじんけい	明石市相生町2-1-25	医療法人社団仁恵会	明石市天文町1-5-11

3 辞退の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地
神田歯科医院	宝塚市中山寺1-13-20 シオン中山1F	医療法人社団神田歯科医院	宝塚市中山寺1-13-20 シオン中山1F

兵庫県告示第900号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当する者を次のとおり指定した。

平成28年10月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定施術者

施術所名称	所在地	施術者	住 所	指定年月日
伊丹メディカル マッサージ	伊丹市御願塚1-6-33-201	宮 西 良 幸	伊丹市御願塚1-6-33-201	平成28年8月1日
光明整骨院	宝塚市光明町3-4	山 岡 竹 人	同 市瑞穂町5-7-201	同
松木鍼灸院三田 院	三田市武庫が丘7-6-3-808	松 木 竜 也	三田市武庫が丘7-6-3-808	平成28年9月9日
鍼灸・マッサージ きらり	加古郡稲美町国岡3-4-7	石 平 両	神戸市西区今寺24-9	同 年8月1日
同 上	同 上	長 岡 龍	明石市大久保町大窪2107-1-3-307	同

同 上	同 上	今 岡 駿	加古郡播磨町古田1-10-15 アレッタディモーラ103	同
おおはら整骨院	揖保郡太子町東保271-1	久 保 昂 弥	たつの市御津町黒崎995-2	平成28年5月26日



兵庫県告示第901号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術者から廃止の届出があった。

平成28年10月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

廃止の届出があった指定施術者

施術所名称	所在地	施術者	住 所
伊丹メディカルマッサージ	伊丹市平松2-3-25-306	宮 西 良 幸	伊丹市平松2-3-25-306



兵庫県告示第902号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成28年10月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

神戸市栄・木幡土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	國 廣 俊 彦	神戸市西区押部谷町栄177番地の2



兵庫県告示第903号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成28年10月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

神戸市印路土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	谷 川 善 照	神戸市西区平野町印路129番地
同	岡 本 光 夫	同 市同区平野町印路291番地
同	萩 原 隆 喜	同 市同区平野町印路128番地の1
同	有 馬 靖 宏	同 市同区平野町印路202番地
同	大 谷 操	同 市同区平野町印路195番地
同	田 中 儀一郎	同 市同区平野町印路199番地の1
監 事	岡 本 勇 治	同 市同区平野町印路336番地
同	安 尾 千 春	同 市同区平野町印路162番地の1

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
-------	-----	-----

理 事	萩 原 隆 喜	神戸市西区平野町印路128番地の1
同	谷 川 善 照	同 市同区平野町印路129番地
同	大 谷 武 士	同 市同区平野町印路196番地
同	大 谷 操	同 市同区平野町印路195番地
同	大 谷 清 和	同 市同区平野町印路160番地
同	田 中 儀一郎	同 市同区平野町印路199番地の1
監 事	岡 本 勇 治	同 市同区平野町印路336番地
同	岡 本 昌 夫	同 市同区平野町印路290番地



兵庫県告示第904号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成28年10月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定する区域
三田市大原字上野ヶ原1314番1、字本谷1540番2の各一部
- 2 特定有害物質の名称
ふっ素及びその化合物



兵庫県告示第905号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成28年10月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H28但馬位置 0003号	28.10.6	豊岡市伏字家ノ前406番8	5.00	30.62

公 告

軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証の無効公告

次に掲げる免税軽油使用者証及び免税証は、紛失の日から無効とする。

平成28年10月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	使用者の住所	交付県民局	紛失年月日
船舶	A291177	平成29年8月17日	明石市	東播磨県民局	平成28年9月6日

免税証

種類	用途	記号・番号	有効期限	枚数	免税証に記載された販売業者 の所在及び名称	交付 県民局	紛失 年月日

50 リットル 券	船舶	H05 6907789 ～ H05 6907795	平成28年 11月16日	7	明石市南王子町1—28 東播産業㈱西新町営業所	東播磨 県民局	平成28年 9月6日
10 リットル 券	船舶	H05 6907801 ～ H05 6907805	平成28年 11月16日	5	明石市南王子町1—28 東播産業㈱西新町営業所	東播磨 県民局	平成28年 9月6日



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成28年10月21日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 調達内容

- (1) 調達する物品等の名称及び数量
兵庫県本庁舎ほか2庁舎で使用する電気 予定数量7,540,394キロワット時/年
- (2) 調達案件の仕様等
契約担当者が仕様書等で指定するところによる。
- (3) 履行期間
平成29年4月1日（土）から平成30年3月31日（土）まで
- (4) 履行場所
仕様書別紙「対象施設一覧」のとおり
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入局管理課へ申請し、開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
（入札参加資格審査窓口）
兵庫県出入局管理課 電話（078）341-7711 内線4946
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。
（環境配慮方針に基づく判定窓口）

兵庫県農政環境部環境創造局環境政策課 電話（078）341-7711（内線3358）

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

- (1) 交付期間
平成28年10月24日（月）から同年11月11日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
 - (2) 交付場所
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部管理局管財課 担当 中野
電話 (078) 341-7711 内線2541
- 4 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書、入札書の提出期間
- (1) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出期間
平成28年10月24日（月）から同年11月11日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
 - (2) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出場所及び問合せ先
前記3(2)に同じ
 - (3) 開札の日時及び場所
日時 平成28年12月13日（火）午前10時から
場所 兵庫県企画県民部管理局管財課内（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）
 - (4) 入札書の受領期限
郵送又は持参により入札書を提出するものとし、平成28年12月12日（月）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。
- 5 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
契約希望金額（入書記載金額の100分の108。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を平成28年12月9日（金）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 国（公社・公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき（入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。）。
 - (3) 契約保証金
契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。
 - (4) 入札参加者に求められる義務
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(1)、(5)及び(6)に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成28年11月11日（金）午後5時までに提出すること。
イ 入札参加者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
 - (5) 入札に関する条件
ア 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。
イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

いる者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき、特定規模電気事業者の届出を行っている者であること。
(6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者であること。ただし、判定を受けていない者で入札参加を希望する者は、兵庫県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書に係る書類を添えて、下記窓口に提出し、申込期間の最終日（平成28年11月11日（金））までに入札参加「可」の判定を受けていること。

（環境配慮方針に基づく判定窓口）

兵庫県農政環境部環境創造局環境政策課 電話(078)341-7711 内線3358

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

(1) 交付期間

平成28年10月21日（金）から同年11月11日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

〒678-1205 赤穂郡上郡町光都 2-25

兵庫県西播磨県民局総務企画室 総務防災課（財務担当） 担当：明石

電話(0791)58-2100 内線119

4 入札参加申込書、入札書の提出期間

(1) 入札参加申込書の提出期間

平成28年10月24日（月）から同年11月11日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 入札参加申込書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ。

(3) 開札の日時及び場所

日時 平成28年12月13日（火）午前10時から

場所 兵庫県西播磨総合庁舎 1階 大会議室C（兵庫県赤穂郡上郡町光都 2-25）

(4) 入札書の受領期限

郵送又は持参により入札書を提出するものとし、平成28年12月12日（月）午後5時までに3(2)の場所に必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の108。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を平成28年12月9日（金）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国（公社・公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき（入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。）。

(3) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約の種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

(4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(1)、(5)及び(6)に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成28年11月11日（金）午後5時までに提出すること。

イ 入札参加者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の方法により、所定の日時及び場所に到着していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに入札されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 談合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、前記4(4)及び5(5)アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)又は5(5)ア、イ、エ、オに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Takashi Hayagane, Executive Director General, Nishi-Harima District Administration Office, Hyogo Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, 1,870,575 kWh/1 year

(3) Fulfillment period:

From April 1, 2017 through March 31, 2018

(4) Location:

As per designated by the head of the procuring entity in specification

(5) Deadline for tender:

17:00 December 12, 2016 by direct delivery

17:00 December 12, 2016 by mail

(6) Person to contact concerning the notice:

Mrs. Akashi, Civil Administration Office, Nishi-Harima District Administration Office, Hyogo Prefectural Government

2-25, Kouto, Kamigoori-cho, Ako-gun, Hyogo 678-1205
TEL (0791)58-2100 Ext.119

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第328号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成28年10月21日

兵庫県公安委員会
委員長 辰馬章夫

- 1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等
 - (1) 警備業務の区分
法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「身辺警備業務」という。）
 - (2) 実施期日
 - ア 新規取得講習
平成28年11月28日（月）から同年12月2日（金）までの5日間
 - イ 追加取得講習
平成28年12月1日（木）及び同月2日（金）の2日間
 - (3) 実施場所
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター
 - (4) 修了考査の実施
新規取得講習、追加取得講習ともに、12月2日（金）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。
- 2 受講定員
新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で25人とする。
- 3 受講対象者
受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 新規取得講習
最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者
 - (2) 追加取得講習
法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（いずれも身辺警備業務に係るものを除く。）（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者（警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証を有する者を除く。）で、最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上あるもの
- 4 受付期間
新規取得講習及び追加取得講習ともに平成28年10月31日（月）から同年11月11日（金）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時00分から午後5時30分まで）
- 5 申込先
兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係
- 6 申込時の提出書類
 - (1) 新規取得講習を受講しようとする者
 - ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通
 - イ 最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上あることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書
 - (2) 追加取得講習を受講しようとする者
 - ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 指導教育責任者資格者証等の写し

ウ 最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上あることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

7 受講手数料

新規取得講習は34,000円、追加取得講習は10,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

8 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）

9 その他

- (1) 受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。
- (2) 申込みは、原則として受講者本人が行うものとする。
- (3) 郵送による申込みは、受け付けない。
- (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、警備員指導教育責任者講習受講申込書の記載に誤りがないようにすること。
- (5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。
- (6) 警備員指導教育責任者講習受講申込書については、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布する。

10 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階
一般社団法人兵庫県警備業協会

11 問合せ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話 (078) 341-7441 内線3046
- (3) 一般社団法人兵庫県警備業協会
電話 (078) 252-0166